

平成17年8月分

 部局庁名【農林水産省本省】
 会計名【一般会計】

	物品等又は役務の 名称及び数量	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名 及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備 考
1	農林水産省の文書 管理等業務・シス テム最適化に係る 支援業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月1日	みずほ情報総研株式 会社 (東京都千代田区神 田錦町2-3)	42,000,000	この業務については、請負先を公募し、審 査の結果、みずほ情報総研株式会社が選 定されており、競争を許さないことから会計 法第29条の3第4項に該当するため。	
2	農林水産省人事・ 給与関係業務情報 システムの導入に 係る支援業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月19日	日本ユニシス株式会 社 (東京都江東区豊洲1 -1-1)	19,950,000	この業務については、請負先を公募し、審 査の結果、日本ユニシス株式会社が選定 されており、競争を許さないことから会計法 第29条の3第4項に該当するため。	
3	漁業就業動向調査 集計プログラム等 の修正業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月22日	財団法人農林統計協 会 (東京都目黒区下目 黒3-9-13)	14,626,500	この既存プログラムは、(財)農林統計協 会が開発したものであり、プログラム全体 の互換性を確保することができることから 会計法第29条の3第4項に該当するた め。	
4	北海道農政事務所 及び北海道統計・ 情報事務所の統合 に伴う給与計算シ ステム一元化業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月11日	コミュニケーションデ ザイン (長崎県佐世保市梅 田町5-9)	3,517,500	既存システムの開発者であり、事務の効率 化、経費の節減が図られるので、競争を許 さないことから会計法第29条の3第4項に 該当するため。	
5	アグリビジネス創 出フェア2005 会場借り上げ業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月10日	(株)東京国際フォー ラム (東京都千代田区丸 の内3-5-1)	12,600,000	このフェアを開催するために必要な収容ス ペース、交通アクセス及び日程を考慮した ところ東京国際フォーラム以外にはなく、競 争を許さないことから会計法第29条の3第 4項に該当するため。	
6	建築一式工事	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林 裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月18日	株式会社 山崎組 代表取締役 山崎隆 司(岩手県盛岡市加 賀野3-12-3 0)	9,765,000	競争入札に付したが落札せず、再度の 入札を行っても落札者が無かったこと から、予決令第99条の2に該当する ため。	
7	平成17年度農林 水産物貿易円滑化 推進委託事業(農 林水産物・食品輸 出促進セミナー及 び貿易円滑化活動 検討委員会)1式	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林 裕幸 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月1日	株式会社 電通(東 京都港区東新橋1- 8-1)	22,620,000	この委託事業については、委託先を公 募し、審査の結果、株式会社電通が選 定されており、競争を許さないことか ら会計法第29条の3第4項に該当す るため。	

8	平成17年度農林水産物貿易円滑化推進委託事業（海外貿易情報収集等基礎調査・収集活動）1式	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年8月1日	株式会社 日通総合研究所（東京都港区東新橋1-9-3）	16,000,000	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、株式会社日通総合研究所が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
9	平成17年度国際相互理解促進委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林 裕幸 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年8月11日	社団法人 国際農林業協力・交流協会 （東京都港区赤坂8-10-39）	5,669,000	この委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、社団法人国際農林業協力・交流協会が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
10	平成17年度高解像度衛星画像を用いた面積調査の研究開発委託事業	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房統計部長 小西孝蔵 （東京都千代田区霞ヶ関1-2-1）	平成17年8月31日	(社)全国農林統計協会連合会 会長 高橋政行 （東京都目黒区下目黒3-9-13）	8,875,000円	本事業は、高解像度衛星画像を面積調査に活用するための研究開発である。 同連合会は、農林統計調査における農業事情、農業統計分野に精通していること、面積調査並びに農林水産統計の精度確保・向上のための諸条件の知識を有していること、リモートセンシング活用技術のノウハウの蓄積と今後の研究課題及び方向性を熟知していることから、履行期間の短縮、経費の節減、円滑かつ適切な事業の実施が確保できる唯一の者であり、競争に付すことが不利と認められることから、会計法29条の3第4項に該当するため。
11	平成17年度食料安定供給対策基本調査等委託事業 総合食料供給モデル開発研究1式	支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 村上 秀徳 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年8月8日	株式会社インテック 公共ソリューション部 （東京都江東区新砂1-3-3）	6,893,000	現行モデルを、不測時における時期別・品目別の供給可能量等のシミュレーションが可能なモデルに再構築するためには、現行モデルに関する詳細かつ正確な知識や、これまでの開発期間中に培われた経験等が必要不可欠である。平成13年度の開発当初から当該モデル開発に携わってきた株式会社インテックは、これらを有する唯一のものであり、会計法第29条の3第4項に該当するため。
12	国際規格対応強化・体制整備事業費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 （東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年8月22日	独立行政法人農林水産消費技術センター 理事長 戸谷 亨 （埼玉県さいたま市中央区新都心2-1）	9,392,000	本事業は、食品規格委員会（コーデックス委員会）及び国際標準化機構（ISO）で検討されている国際食品規格案についての検討、コーデックス及びISOの国際会議への出席等を行うものである。農林水産消費技術センターはコーデックスのシステムを熟知しており、規格案及び分析法の策定を効果的・効率的に行うことのできる唯一の機関であるとともに、ISOの食品に関する専門委員会の日本における唯一の会員組織として登録されていることから、農林水産消費技術センターに委託することが最も適当であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。

13	承認された水産用医薬品の承認対象目間の残留検証事業費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月18日	独立行政法人水産総合研究センター 理事長 川口 恭一 (神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3クイーンズタワーB15F)	8,484,000	本事業を的確かつ円滑に遂行するためには、水産用医薬品に関する知見及び実施体制を有している必要があり、委託先を公募し企画競争により選考したところ、このような条件を満たしているのは(独)水産総合研究センター以外にないこと、会計法第29条の3第4項に該当するため。
14	貝毒安全対策事業費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月9日	独立行政法人水産総合研究センター 理事長 川口 恭一 (神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3クイーンズタワーB15F)	4,385,000	本事業を的確かつ円滑に遂行するためには、貝毒に関する知見及び実施体制を有している必要があり、委託先を公募し企画競争により選考したところ、このような条件を満たしているのは(独)水産総合研究センター以外にないこと、会計法第29条の3第4項に該当するため。
15	動物用医薬品使用基準設定等委託費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月9日	財団法人畜産生物科学安全研究所 理事長 松原 謙一 (神奈川県相模原市橋本台3-7-11)	92,040,000	本委託費は、食品衛生法に基づくポジティブリスト制度に対応するため、薬事法に基づく動物用医薬品の使用基準について、見直し等の所要の手続きを行うことを目的とし、家畜を用いた動物用医薬品の残留試験等を実施することとしている。試験の実施に当たっては、「動物用医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」に対応した試験機関において、「動物用医薬品のための毒性試験法等ガイドライン」に基づき厳密に実施することが必要である。さらに、本事業における調査の対象となる牛、豚等を用いた試験を常時実施しており、動物用医薬品の分析についての高い技術水準及び豊富な経験を有している機関であることが必要であり、これらの条件を全て満たすのは、(財)畜産生物科学安全研究所のみであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
16	飼料の有害物質等残留基準設定等委託費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月5日	財団法人日本食品分析センター 理事長 齋藤 文一 (東京都渋谷区代々木町52-1)	50,000,000	平成18年5月のポジティブリスト制度の導入に対応するためには、飼料中の農薬の分析法の検討を早期に着手・完了することが不可欠である。本委託事業において、一般競争入札を実施した場合、その入札手続き等に期間を要するとともに農薬の標準品の入手等に長い期間を要するため、飼料中の農薬の分析法の開発が可能であり、共同試験が実施可能な機関は(財)日本食品分析センターのみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。

17	飼料の有害物質等残留基準設定等委託費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月9日	社団法人日本科学飼料協会 理事長 石橋 晃 (東京都中央区新川2-6-16)	201,678,000	平成18年5月のポジティブリスト制度の導入に対応するためには、基準設定の基礎データとなる家畜への移行試験(飼養試験)を早期に着手・完了することが不可欠であるとともに、多くの飼料製造実態を把握する必要がある。本委託事業において、一般競争入札を実施した場合、その入札手続き等に期間を要するとともに飼養試験に用いる農薬の入手についても長期間を要するため、飼養試験を完了することが不可能となる。このため、本委託費の契約の相手方は、飼養試験の実績や飼料製造に関する豊富な知見を有している機関である必要があり、これらの条件を全て満たすのは(社)日本科学飼料協会のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
18	生産情報公表JAS規格認定促進事業費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月23日	財団法人食品産業センター 会長 茂木 友三郎 (東京都港区赤坂1丁目9番13号)	17,782,000	本事業については、それぞれの食品の特性に精通し、トレーサビリティ等に関する専門的な知見を有する公平な第三者によりおこなわれることが必要であり、委託先を公募し企画競争により選考したところ、このような条件を満たしているのは財団法人食品産業センター以外にはなく、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
19	生産情報公表JAS規格消費者普及啓発事業費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月23日	株式会社電通 代表取締役社長 俣木 盾夫 (東京都港区東新橋1-8-1)	14,925,000	本事業については、消費者等に対する普及啓発に実績があり、JAS制度等に深い見識を有している公平な第三者によりおこなわれることが必要であり、委託先を公募し企画競争により選考したところ、このような条件を満たしているのは株式会社電通以外にはなく、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
20	加工食品生産情報調査検討事業費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月19日	社団法人日本農林規格協会 会長 池田 正範 (東京都中央区日本橋茅場町3-5-2)	8,625,000	本事業については、JAS制度、特に生産情報公表JAS規格に深い見識を有している公平な第三者によりおこなわれることが必要であり、委託先を公募し企画競争により選考したところ、このような条件を満たしているのは社団法人日本農林規格協会以外にはなく、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。

21	貝毒安全対策事業費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 中川 坦 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月9日	社団法人日本水産資源保護協会 会長 川本 省自 (東京都中央区勝どき2丁目18番1号黎明スカイレジタルビル西館303-2)	3,507,000	本事業を的確かつ円滑に遂行するためには、貝毒に関する知見及び実施体制を有している必要があり、委託先を公募し企画競争により選考したところ、このような条件を満たしているのは(社)日本水産資源保護協会以外になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。
22	育成者権戦略的取得・活用支援委託事業1式	支出負担行為担当官 農林水産省生産局長白須敏朗(東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月4日	社団法人農林水産先端技術産業振興センター(港区赤坂1-9-13)	10,031,000	この業務については、委託先を公募し、審査の結果、社団法人農林水産先端技術産業振興センターが選定されており、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。
23	平成17年度アジアモンスーン地域連携国際コンソーシアム活動委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 川村 秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月25日	財団法人 日本農業土木総合研究所 (東京都港区虎ノ門1-21-17虎ノ門NNビル)	5,854,000	本事業の目的は、国際的な水議論、諸外国の農業利水に関する情報を収集・分析し、「国際水田・水環境ネットワーク」(INWEPF)運営会議の円滑な運営を図るものである。さらに、同運営会議の結果を踏まえ、第4回世界水フォーラム(WWF4)をはじめとする国際会議において、アジアモンスーン地域の意見を効果的に主張できるよう、アジアモンスーン地域における水田農業の特性を考慮した技術的サポートを作成するものである。本委託事業を遂行するに当たっては、国際的な水議論、諸外国における農業利水の実態及び水利行政、アジアモンスーン地域における水田農業の特性等について熟知していることが必要である。さらに、国際的な水議論は多様な観点(経済、政治、社会及び文化等)から、高度かつ専門的に議論されており、特に平成18年3月のWWF4に向け、アピール効果の高いサポートを作成し、国際的理解を得るには、専門家に委ねることが不可欠である。 (財)日本農業土木総合研究所(JIID)は、WWFの実施母体である世界水会議へ職員を理事として派遣(農業用水関係では唯一の理事)し、かつ国際かんがい排水委員会(ICID)の日本事務局を兼任していることから、本件委託事業の遂行に必要な専門家を有している。また、我が国の海外農業支援等に関する業務を多数実施しており、これまでの各種データ、経験の蓄積が活用できるとともに、アジアモンスーン地域における水田農業及び国際水議論に関する各種業務の実績が十分にあり、この分野に精通している。加えて同財団は、WWF3及びICID等の国際水会議での報告書の作成及び会議運営に関し、豊富な経験を有している。また、同財団は、前年度に実施した「平成16年度アジアモンスーン地域連携国際コンソーシアム活動委託事業」の受託団体である。同財団は、前年度の事業で国際的な水議論の動向を踏まえたアピール性の高い資料の作成、各国政府・国際機関や学識経験者とのネットワークの構築等において、良好な成果を挙げており、これらを用いるとともに、本件委託事業を円滑かつ効率的に実施するためには不可欠である。事業実施の過程で得られた会議運営のノウハウ、海外の学識経験者等との資料調整・情報収集のノウハウを最大限に活用することが可能である。以上を踏まえれば、本件委託事業に求められる成果を達成できるのは、JIID以外に考えられないため。(会計法第29条の3第4項)
24	バイオマス生活創造構想事業に係る技術開発委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月4日	株式会社武蔵野化学研究所 (東京都中央区京橋1-1-1)	10,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

25	バイオマス生活創造構想事業に係る技術開発委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月4日	株式会社サタケ (広島県東広島市西条西本町2-30)	12,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
26	バイオマス生活創造構想事業に係る技術開発委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月4日	財団法人北九州産業学術推進機構 (福岡県北九州市若松区ひびきの2-1)	17,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
27	バイオマス生活創造構想事業に係る技術開発委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月4日	北海道ティー・エル・オー株式会社 (北海道札幌市北区北8条西5丁目北海道大学事務局内)	9,500,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
28	バイオマス生活創造構想事業に係る技術開発委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月5日	国立大学法人弘前大学 (青森県弘前市文京町1)	10,000,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
29	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月11日	新潟県 (新潟県新潟市新光町4番地1)	19,293,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
30	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月11日	茨城県 (茨城県水戸市笠原町978番6)	7,289,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
31	バイオマス生活創造構想事業に係る技術開発委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月11日	国立大学法人山形大学 (山形県山形市小白川町1-4-12)	20,500,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
32	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月12日	国立大学法人東北大学 (宮城県仙台市青葉区星陵町1番1号)	13,900,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	
33	農林水産研究高度化事業に係る委託事業	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月19日	福岡県 (福岡県福岡市博多区東公園7番7号)	10,575,000	本委託事業は、中立的第三者機関において、研究課題及び研究機関が決定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	

34	融合新領域研究戦略的アセス調査 (産業化・実用化の可能性調査)	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月22日	社団法人農林水産技術情報協会 (東京都中央区日本橋兜町15番6号)	20,434,000	本委託事業は、新領域の先端的知見を農林水産分野に融合した新技術の実用化と、迅速な産業化のための可能性を見極めることを目的とした調査であり、このうち「産業化・実用化の可能性調査」は、早期の製品化が期待される研究開発課題について、迅速かつ確実に産業化・実用化を図るための調査を行うものである。社団法人農林水産技術情報協会は、本事業遂行に必要な市場動向や経済効果等の検証能力、研究成果の産業化・実用化への可能性を見極める能力、産学官にわたる情報ネットワークを有する唯一の機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
35	融合新領域研究戦略的アセス調査 (技術的評価)	支出負担行為担当官 農林水産技術会議事務局 局長 山田 修路 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月22日	社団法人農林水産技術情報協会 (東京都中央区日本橋兜町15番6号)	33,364,000	本委託事業は、新領域の先端的知見を農林水産分野に融合した新技術の実用化と、迅速な産業化のための可能性を見極めることを目的とした調査であり、このうち「技術的評価」は、新領域を融合させる研究開発課題について、農林水産研究プロジェクト化に向けた検証を行うものである。社団法人農林水産技術情報協会は、本事業遂行に必要な国内外の農林水産分野及び関連分野研究の情報、産業化・実用化のための分析能力、農林水産研究分野に精通したスタッフ、産学官にわたる情報ネットワークを有する唯一の機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため
36	森林・林業基本対策推進事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月11日	財団法人 林政総合調査研究所 (東京都文京区後楽 1-7-12)	27,081,000	本委託事業については、委託先を公募し、審査の結果、財団法人林政総合調査研究所が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。

37	平成17年度森林整備保全事業計画推進調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月19日	財団法人 林政総合調査研究所 (東京都文京区後楽 1-7-12)	6,878,000	<p>本事業は、総合的な森林・林業経営に関する高度な知識と経験を有するとともに、これまでの経験に基づく豊富な森林データを蓄積し、なおかつ極めて専門性が高い森林データ解析に関する高度な技術及び知識を有する技術者、学識経験者を擁することが必要であり、これらの必要条件に合致する団体は、森林・林業問題を総合的に調査研究し、その的確な分析と把握を行い、政策の確立と森林・林業の発展に寄与することを目的として設立された唯一の団体である「財団法人 林政総合調査研究所」以外になく、会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	
38	平成17年度環境保全型林道(エコロード)に関する調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月31日	財団法人 林業土木施設研究所 (東京都文京区後楽 1-7-12)	5,525,000	<p>本調査を実施するためには、林道の全体計画調査(測量・設計を含む)の手法に精通していること 全体計画調査で把握された地形・地質・動植物等の自然環境や多様化する社会的状況を全国的な見地で分析できる体制があること 環境保全については、広範な視点で情報を把握・分析する必要があることから当該機関内だけでなく学術研究を行っている他の機関との情報交換を行う体制を整えていることが必要であるとともに、昨年度から本調査について当該機関で実施しており、そのデータ及び分析結果を本年度調査においても活用する必要がある。</p> <p>以上のことから履行期間の短縮、経費の節減、円滑かつ適切な事業の実施を確保する上で、前年度までの事業実施者以外の者に行わせることが不利と認められ、会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	

39	平成17年度コスト縮減工法の体系化に関する調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月31日	財団法人 林業土木コンサルタンツ (東京都港区赤坂1-9-13)	5,520,000	本調査を実施するためには、林道の調査・測量・設計の専門的知識及び手法に精通していること 森林土木事業における林道線形(縦横断)、工種工法(擁壁工、法面保護工等)の選定手法について、全国的な見地で選定できる体制があること コスト縮減工法に関する新手法等について、自らシミュレーション的な実験(実証)できる施設又は実績があることが必要であるとともに、昨年度から本調査について当該機関で実施しており、そのデータ及び分析結果を本年度調査においても活用する必要がある。 以上のことから履行期間の短縮、経費の節減、円滑かつ適切な事業の実施を確保する上で、前年度までの事業実施者以外の者に行わせることが不利と認められ、会計法第29条の3第4項に該当するため。
40	漁業取締船白嶺丸温水ボイラ換装工事	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林 芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月1日	株式会社ダイエイ 代表取締役 北垣隆夫 (東京都中央区日本橋室町4-4-3)	3,071,250	本調達品の提供及び施工については、メーカーが指定する左記契約業者のみが行っており、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
41	漁業取締船白竜丸主機関用部品	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林 芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月5日	株式会社シンワ 取締役社長 小又 陽吉 (東京都中央区築地6-5-9)	6,856,500	本調達品については、メーカーが指定する左記契約業者のみが行っており、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
42	漁業取締船白竜丸発電機関用部品	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林 芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月8日	ダイハツディーゼル 東日本株式会社 代表取締役 小川 雅文 (東京都台東区東上野2-1-13)	6,601,266	本調達品については、メーカーが指定する左記契約業者のみが行っており、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。

43	平成17年度養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月2日	社団法人 日本養魚飼料協会 (神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-9-13 TVPビル3F)	4,751,000	<p>試験用配合飼料の成分調整・製造を行う必要があるため、精度の高い配合飼料製造技術を有し、的確に実施できる者が行う必要がある。また、全体的な計画の策定を行い、配合飼料の規格検討のための総合検討会を開催する必要があるため、配合飼料等に関する科学的・専門的知識を有し、かつ検討会を的確に実施できる者が行う必要がある。</p> <p>当該団体は、それらの条件を満たす数少ない団体であるとともに、本事業は平成15年度からの継続事業であることから前年度事業実施団体である当該団体に行われた場合、円滑かつ適切な事業の実施が確保できるため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	
44	平成17年度養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月2日	社団法人 マリノフォーラム21 (東京都台東区台東4-8-7)	30,761,000	<p>本事業のうち次世代型給餌システム開発については、養殖現場で実用可能なシステムを構築するものであり、養殖魚類の摂餌生態等に関する水産生物学的知見と給餌システム等に関する工学的知見の両方を有し、それらをバランスよく融合させて、現場に即したシステムを構築できる能力を持つ者が行う必要がある。また、養殖生産履歴情報開示検討事業については、養殖現場実態に即した生産履歴管理に関して実用可能なシステムを構築するものであり、詳細な履歴を記録・管理できる電算処理システムといった工学的知見と、養殖現場における生産管理(給餌、投薬等)についての知見の両方を有し、それらをバランスよく組み合わせられる能力を有する者が行う必要がある。</p> <p>当該団体は、それらの条件を満たす数少ない団体であるとともに、本事業は平成15年度からの継続事業であることから前年度事業実施団体である当該団体に行われた場合、円滑かつ適切な事業の実施が確保できるため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	

45	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式(ウニの増殖施設の造成・改良に向けた評価手法の開発)	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月2日	北海道知事 (北海道札幌市中央区北3条西6丁目)	5,000,000	本調査を実施するためには、ウニのコンブ等の摂食活動に関する知見の蓄積 エゾバフンウニの試験増殖場等の設置可能な海域の環境データの蓄積、水産基盤整備事業に関する総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度から本調査について当該機関で実施しており、そのデータ及び分析結果を本年度調査においても活用する必要がある。以上のことから本知見を有する北海道以外に本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関がないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
46	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式(海底耕耘による底質変化が稚貝の生残、成長に及ぼす影響調査)	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月5日	三重県知事 (三重県津市広明町13番地)	1,500,000	本調査を実施するためには、アサリに関する生態的な知見、優良なアサリ漁場の環境等のデータ、海底耕耘事業によるアサリ漁場改善の計画 水産基盤整備事業に関する総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について当該機関で実施しており、そのデータ及び分析結果を本年度の調査においても活用する必要がある。以上のことから、本知見を有する三重県以外に、本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関がないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

47	<p>平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式 (漁港・魚礁の多面的な経済手法の開発調査(継続)小規模PFIを活用した漁港における放置艇収容簡易係留施設整備マニュアル作成調査)</p>	<p>支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)</p>	<p>平成17年8月16日</p>	<p>社団法人 フィッシャリーナ協会 (東京都千代田区神田多町二丁目9番田中ビル4階)</p>	<p>12,700,000</p>	<p>(漁港・魚礁の多面的な経済評価手法の開発)本調査を実施するためには、漁漁に関する総合的かつ専門的な知見 漁港・漁村に関する総合的かつ専門的な知見、水産基盤整備事業に関する総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について当該機関で実施しており、そのデータ及び分析結果を本年度についても活用する必要がある。以上のことから、本知見を有するフィッシャリーナ協会以外に、本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関がないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。 (小規模PFIを活用した漁港における放置艇収容簡易係留施設整備マニュアル作成調査) 本調査は、PFI事業に関する専門的な知見 漁港・漁村に関する総合的かつ専門的な知見、水産基盤整備事業の効果に関する総合的な知見が必要であり、これらの能力を有する機関より公募を行い内容を審査した結果、フィッシャリーナ協会の内容が選定されたため、他の競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	
48	<p>平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式(全国漁港用地活用状況調査他1調査)</p>	<p>支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)</p>	<p>平成17年8月22日</p>	<p>社団法人 全国漁港漁場協会 (東京都千代田区有楽町一丁目12番1号新有楽町ビル326号)</p>	<p>8,800,000</p>	<p>(全国漁港用地活用状況調査他1調査(継続)) 本調査を実施するためには、漁港・漁村に関する総合的かつ専門的な知見 水産基盤整備事業に関する総合的な知見 水産基盤整備に関する関係者の連携体制を有していることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について当該機関で実施しており、そのデータ及び分析結果を本年度についても活用する必要がある。以上のことから、本知見を有する全国漁港漁場協会以外に、本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関がないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	

49	平成17年度水産基盤整備調査委託業務一式(漁港漁場施設の設計に係わる国際化対応検討調査他22調査)	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月22日	財団法人 漁港漁場漁村技術研究所 (東京都千代田区内神田1丁目14番10号)	166,400,000	<p>(漁港漁場施設の設計に係わる国際化検討調査他17調査(継続)) 本調査を実施するためには、漁港施設の設計に関する総合的かつ専門的な知見、漁港・漁村に関する総合的かつ専門的な知見、水産基盤整備事業に関する総合的な知見を有していることが必要であるとともに、昨年度以前から本調査について当該機関で実施しており、そのデータ及び分析結果を本年度についても活用する必要がある。以上のことから、本知見を有する漁港漁場漁村技術研究所以外に、本調査を効率的かつ効果的に実施できる能力を有している機関がないため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。 (漁村整備のPFI導入検討調査他4調査(新規)) 本調査は、PFI事業に関する専門的な知見、漁港・漁村に関する総合的かつ専門的な知見、水産基盤整備事業の効果に関する総合的な知見が必要であり、これらの能力を有する機関より公募を行い内容を審査した結果、漁港漁場漁村技術研究所の内容が選定されたため、他の競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>	
50	平成17年度都市漁村交流促進委託事業(漁村における歴史的・文化的に価値のある施設)委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年8月24日	社団法人 全国漁港漁場協会 (東京都千代田区有楽町1-12-1 新有楽町ビル3階)	15,552,000	<p>1. 本事業については、漁村・漁港の知識、漁村施設の歴史的・文化的知識、全国的な情報収集能力、効率的な選定作業能力、地方公共団体等との企画・連絡調整能力が必要な事業であり、特殊性があることから価格競争になじまないため、企画競争を行うこととした。 2. 応募期間中、企画競争の参加希望があったのは、社団法人全国漁港漁場協会1団体であった。 3. 「企画書採点要領」に基づき、事業計画書の妥当性等について採点委員会による採点、審査委員会による採点の審査を行い、契約予定者として、当該団体が適当と認められた。従って、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。</p>	

51	平成17年度漁業 取締船乗組員捜査 能力向上促進委託 業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月30日	全国漁業調査取締船 事業協同組合 (東京都港区赤坂1 丁目2番1号)	18,168,000円	本事業については、外国漁船の違反 に対する犯罪捜査を行う特殊な業務を 実施するための研修を行うものであ り、漁業取締実態に精通していると ともに、船舶運航及び気象海況に高度の 知識が必要とされ、かつ、捜査機関と して守秘義務を負う団体でなくてはな らないものである。当該団体はこれら の条件を満たす唯一の団体であり、他 団体との競争を許さないことから会計 法第29条の3第4項に該当するた め。		
52	平成17年度水産 物流通グローバル 化対策委託事業	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が 関1-2-1)	平成17年8月24日	全国漁業協同組合連 合会(東京都千代田 区内神田一丁目1番 12号)	8,511,000	本事業は水産物の持続的利用と貿易 の関係、漁業・漁村の重要性に関する 研究並びにこれらについてのシンポジ ウムの開催及びパンフレットの作成。 また、漁業補助金の交渉結果による漁 業及び水産物貿易に対する影響等の調 査及び分析を行うものである。委託先 である全国漁業協同組合連合会は、全 国の漁業協同組合を傘下にもつ、我が 国最大の漁業者団体である。当該団体 は、各地の漁業・漁村の実態に精通し ており、また、全国水産物輸入対策協 議会(各種の漁業者団体から構成)の 事務局を務めていることから、水産物 貿易の事情に詳しい。さらに国際協同 組合同盟(ICA)にも加盟(ICA漁業委 員会委員長は当該団体の会長)してい るため、他国の水産事情についても情 報を有している。これらのことから、 当該団体は、本事業を最も効果的かつ 効率的に行う能力を有し、事業目的を 達成できる唯一の団体であると考えら れることから会計法第29条の3第4 項の規定に該当するため。		

備考

- (1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

加工流通課